

港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付要綱

制 定 平成20年5月13日 港南地振第141号（区長決裁）
最近改正 令和7年4月1日 港南地振第1985号（区長決裁）

(目的)

第1条 この要綱は、港南区内における子どもの安全対策を推進するため、各小学校地域子どもの安全対策協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に補助金を交付し、自主的な活動の育成を図ることを目的とする。

2 協議会活動に関する補助金の交付については、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「協働条例」という。）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

(補助事業者等)

第3条 この要綱における補助金事業者等は、PTA、自治会町内会、女性団体及び青少年団体等の代表者をもって構成される港南区内の協議会とする。

(補助対象事業)

第4条 協議会が実施する以下の事業等を補助の対象とする。

- (1) 地域における子どもの安全環境の実態把握や安全点検等の調査
- (2) 登下校時の安全指導活動
- (3) 安全マップの作成及び配布
- (4) 子どもの安全に関する広報活動
- (5) 住民相互のコミュニケーションと安全意識の高揚を図ることを目的とした事業
- (6) 安全対策推進のために必要な物品の購入及び掲示物等の作成
- (7) その他区長が必要と認めた事業等

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に定める事業等の実施に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 役務費（通信運搬費、保険料）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他区長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、食糧費（お茶代・菓子代等）、交際費、慶弔費、懇親会費及び直接事業と関連のない経費等は、補助対象経費に含めない。

(交付金額)

第6条 補助金の額は、年間35,000円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める期日とは、各年度の補助対象事業等の内容を考慮し、区長がその都度定めるものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付申請書（第1号様式）（以下「補助金交付申請書」という。）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項の規定による補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。
 - (1) 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類 年間活動計画書（第2号様式）
 - (2) 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類 収支予算書（第3号様式）
- 4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により区長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、協議会会員名簿及び協議会規約とする。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により区長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 記載を省略できる事項
 - ア 補助事業等の経費の配分及び使用方法、その他補助事業等の遂行に関する計画
 - イ 交付を受けようとする補助金等の額の算出の基礎
 - (2) 添付を省略できる書類
 - ア 補助事業等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - イ 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付決定通知書（第5号様式。以下、「補助金交付決定通知書」という。）により行うものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第9条 補助金交付決定通知を受けた申請者は、交付決定の通知を受けた後において、補助対象事業の申請内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに、地域子どもの安全対策協議会補助対象事業内容変更（中止）申請書（第6号様式。以下、「事業内容変更（中止）申請書」という。）を区長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には事業内容変更申請書の提出を省略することができる。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、その内容の審査を行い、第4条及び第5条の規定に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、変更後の内容は、港南区地域子どもの安全対策協議会補助金交付変更（中止）決定通知書（第7号様式）によって、申請者に通知する。

(申請の取り下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請取り下げの期日は、申請者が補助金交付決定通知の交付を受けてから14日後の日とする。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定による報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 実績報告書（第8号様式）
 - (2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類 収支決算書（第9号様式）
- 2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により、区長が必要と認める報告書類は、年間活動報告書（第10号様式）とする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により区長が報告を省略させることができる書類は、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業団体等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。
- 4 補助金規則第14条の規定による報告は、事業完了後1か月以内に区長に提出しなければならない

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

(補助金交付の時期)

第13条 補助金規則第17条の規定により、区長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合とは、区長が協議会の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

- 2 補助事業等の完了前に補助金を交付する場合は前金払いとする。

(交付の請求)

第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金請求書（第12号様式）に交付決定通知書の写しを添付して行わなければならない。

(補助金の返還)

第15条 区長は、補助金の額が確定した場合において、交付した補助金に余剰金があると認める場合は、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金返還請求書（第13号様式）をもって、補助交付団体に対して余剰金の返還を求めるものとする。

- 2 返還金の納付が確認できない場合は、同団体に対して交付すべき地域子どもの安全対策協議会活動補助金の交付を一時停止するものとする。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(書類の閲覧)

- 第17条 区長及び補助金の交付を受けた申請者等は、協働条例第7条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供さなければならない。
- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）及びその添付書類（ただし、協議会会員名簿を除く。）
 - (2) 補助金交付決定通知書（第5号様式）
 - (3) 実績報告書（第8号様式）及び収支決算書（第9号様式）

2 閲覧の方法については横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号）第4条の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	地域子どもの安全対策協議会	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は、代表者の住所その他団体が指定する場所	港南区役所総務部地域振興課
閲覧時間	団体が指定する時間	区役所の事務取扱時間（月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで。祝日、年末年始を除く）
閲覧期間	前項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては、補助金の交付を受けた日から2年間、前項第3号に掲げる書類にあっては、当該書類を区長に提出した日から2年間	前項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては、補助金の交付をした日から2年間、前項第3号に掲げる書類にあっては、当該書類を受理した日から2年間

3 閲覧をしようとするものは、閲覧表（第14号様式）により団体又は区長に申請するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用す

る。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第7条第2項）

年　月　日

港南区長

(申請者)

所 在 地

団 体 名

小学校地域子どもの安全対策協議会

代表者氏名

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
補助金交付申請書

港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付要綱を遵守します。

1 交付申請額

¥ . -

2 事業計画

事業の名称	小学校地域子どもの安全対策協議会	
実施期間	年　月　日　から	年　月　日　まで
事業の実施目的及び内容		

3 添付書類

- (1) 年間活動計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 協議会会員名簿
- (4) 協議会規約

※ 注意事項

この書類及び上記の添付書類（協議会会員名簿を除く）は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

年間活動計画書

団体名 小学校地域子どもの安全対策協議会

項目	実施予定月日	活動予定内容

収支予算書

団体名 小学校地域子どもの安全対策協議会

1 収入額

¥ _____ . __

(単位：円)

項目	予算額	説明
区補助金		
合計		

2 支出額

¥ _____ . __

(単位：円)

項目	予算額	説明
合計		

第4号様式（第8条第1項）

第 号
年 月 日

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 様

港南区長

印

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました「港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金」については、次のとおり交付しないこととしましたので通知します。

1 不交付理由

担当
港南区 課 係
電 話
F A X

第5号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 様

港南区長

印

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました「港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金」については、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付要綱第4条で規定する事業に該当し、その要件を満たしているため、次のとおり決定します。

1 補助金額

¥ _____ . __

2 交付時期

「港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付決定通知書」受理後、「港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金請求書（第12号様式）」を提出してください。請求書受理後、すみやかに交付します。

3 交付方法

4 交付条件

- (1) 申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。

5 注意事項

- (1) 本補助金は、交付申請書記載の事業のみに使用し、他の目的及び事業に流用しないでください。
- (2) 事業完了後、1か月以内に実績報告書を提出してください。
- (3) 虚偽、その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき又は事業を中止したときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (4) 補助金の使途については、収支を明確にしてください。区長が必要と認めるときは、その内容について監査及び指導、助言を行うことがあります。
- (5) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

担当
港南区 課 係
電 話
F A X

第6号様式（第9条第1項）

年　月　日

港南区長

(申請者)
所 在 地
団 体 名 小学校地域子どもの安全対策協議会
代表者氏名

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
補助対象事業内容変更（中止）申請書

年　月　日　第　　号で港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金の交付を受けた事業について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

1 事業名称	
2 変更（中止）の内容	
3 変更（中止）の理由	

第7号様式（第9条第2項）

第
年
月
日

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 様

港南区長

印

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
補助金交付変更（中止）決定通知書

年 月 日に申請のありました補助金事業内容変更（中止）につきましては、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付金額

(1) 変更前

¥ _____ . __

(2) 変更後

¥ _____ . __

3 交付条件

- (1) 申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。

4 注意事項

- (1) 本補助金は、交付申請書記載の事業のみに使用し、他の目的及び事業に流用しないでください。
- (2) 事業完了後、1か月以内に実績報告書を提出してください。
- (3) 虚偽、その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき又は事業を中止したときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (4) 補助金の使途については、収支を明確にしてください。区長が必要と認めるときは、その内容について監査及び指導、助言を行うことがあります。
- (5) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

港南区 課
担 当
電 話
F A X

第8号様式（第11条第1項第1号）

年　月　日

港南区長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

小学校地域子どもの安全対策協議会

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
実績報告書

年　月　日　第　　号により、港南区地域子どもの安全対策協議会補助金の交付を受けた事業を完了しましたので、次の関係書類を添えて報告します。

1 補助金報告内容

事業の名称	小学校地域子どもの安全対策協議会	
交付決定額 (交付決定通知を受けた額)	¥ 　　　　　　　・ 一	
本実績報告により算定した 補助金額	¥ 　　　　　　　・ 一	
実 施 期 間	年　月　日　から	年　月　日　まで
事業の実施内容		

2 添付書類

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 年間活動報告書（第10号様式）
- (3) 領収書等（1件の金額が100,000円以上のもの）※写しでも可

※この書類及び上記の添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

第9号様式（第11条第1項第2号）

収支決算書

団体名 小学校地域子どもの安全対策協議会

1 収入額

￥_____ . __

(単位：円)

項目	予算額 ①	決算額 ②	差引 (②-①)	説明
区補助金				
歳入合計				

2 支出額

￥_____ . __

(単位：円)

項目	予算額 ①	決算額 ②	差引 (①-②)	説明
歳出合計				

第 10 号様式（第 11 条第 2 項）

年 間 活 動 報 告 書

団体名 小学校地域子どもの安全対策協議会

項目	実施月日	活 動 実 績 内 容

第 11 号様式（第 12 条）

第 号
年 月 日

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 様

港南区長

印

港南区地域子どもの安全対策協議会活動
補助金確定通知書

年 月 日 第 号をもって港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付決定通知を行った補助金については、次のとおり交付額を確定しましたので、横浜市補助金等の交付に関する規則第 15 条の規定により通知します。
なお、すでに交付された補助金が当確定額を超えている場合は、超えている部分について返還していただくことになります。

1 確定補助金額

¥ _____ . __

2 交付決定補助金額（交付決定通知書（第 5 号様式）に記載の補助金額）

¥ _____ . __

3 交付済金額

¥ _____ . __

4 返還金額

¥ _____ . __

担当
港南区 課 係
電 話
F A X

第12号様式（第14条）

年 月 日

港南区長

請求者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

小学校地域子どもの安全対策協議会

※請求委任や受領委任を行う場合（請求者と口座名義人が異なる場合）は上記代表者氏名欄の押印を省略できません。

港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金請求書

港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金を次のとおり請求します。

請求額

¥ _____ . ____

<振込依頼先>

銀行名	
支店名	
普通・当座	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ) (名義人)

※請求者と口座名義人が異なる場合は以下に記名・押印してください。

上記口座に振込を依頼します。

請求者氏名

印
(請求印と同一)

【注意事項】

- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押印した上で訂正をお願いします。
ただし、金額の訂正はできません。

第13号様式（第15条第1項）

第 号
年 月 日

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名 様

港南区長

印

港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金返還請求書

年 月 日 第 号により交付しました港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金について、港南区地域子どもの安全対策協議会活動補助金交付要綱第15条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

¥ _____ . __

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。

担当
港南区 課 係
電 話
F A X

第 14 号様式（第 17 条第 3 項）

閲 覧 表

港南区長

年 月 日

住 所

閲覧者

氏 名

事業の名称	
閲覧しようとする書類を作成した団体名	
閲覧理由	
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください。